

令和8年度 新入生・保護者学校説明会資料

令和8年2月6日(金)



洞峰学園つくば市立谷田部東中学校

〒305-0046

茨城県つくば市東2丁目25番地1

TEL 029(855)7745

FAX 029(858)1647



1 つくば市の目指す学園・学校像

みんなが幸せを実感できる学園・学校・幼稚園

(自己実現できる学校・みんなで支え合い、みんなが生き生きした学校)

- (1) 教えから学びへ ～学びのイノベーション～
 - 問いから始める学び ●体験型・発信型の学び ●個別最適な学び ●協働的な学び
 - 単元を通じた探究的な学び ●異学年交流
- (2) 管理から自己決定へ
 - 管理意識の転換 ●自ら考え判断する機会の保障 ●特別活動の充実 ●学年・学級経営の充実
 - 生徒指導の充実
- (3) 認知能力偏重から非認知能力の再認識へ
 - 生活ノートの活用 ●体験活動の重視 ●振り返りの重視 ●芸術・文化活動の充実

2 洞峰学園の教育

(1) 学園の概要

本学園は小野川小、二の宮小、東小、谷田部東中の3小1中で構成される施設分離型の小中一貫校である。

学園の教育目標：夢や希望をもち、未来に向かってたくましく生きる児童・生徒の育成

学校の行動目標：active5 ～時を守り、場を清め、礼を正す～

(2) 学園行事予定（今年度）

5月 体育祭 *小学生任意参加種目あり
合同引き渡し訓練
7月 学園あいさつ運動
10月 洞峰学園環境フォーラム

11月 6年生中学校体験授業
学園あいさつ運動

2月 学校説明会での児童生徒交流

3 本校の概要 令和7年12月末

(1) 生徒数・学級数

・総数583名 7学年…199名 8学年…184名 9学年…200名
・24学級 7学年…6学級 8学年…5学級 9学年…6学級
特別支援学級…7学級(情緒5学級, 知的2学級) ※通級指導教室…1学級

(2) 教職員数 約50名

(3) 令和8年度 学級数(見込み)

通常学級 7学年6学級 8学年6学級 9学年5学級

特別支援学級 6学級(情緒学級5、知的1学級) ※通級指導教室…1学級

4 中学校の生活

(1) 年間授業時数

※算数が数学に、図工が美術に変わります。技術・家庭が加わります。

※教科によって担当の先生が替わります。

教科・領域等 授業時数	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 家庭	英語	道徳	特別活動 (学活)	つくば スタイル科
7年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	30	30	60
8年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	30	30	80
9年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	30	30	80
計	385	350	385	385	115	115	315	175	420	90	90	220

(2) 日課表・時間割 (令和8年度の案となります。変更になる可能性もあります。)

令和8年度 日 課 表

		月	火	水	木	金
8:10~8:20	朝のHR (出席確認・健康観察 提出物確認)					
8:30~9:20	1校時	月1	火1	水1	木1	金1
9:30~10:20	2校時	月2	火2	水2	木2	金2
10:30~11:20	3校時	月3	火3	水3	木3	金3
11:30~12:20	4校時	月4	火4	水4	木4	金4
12:20~12:55	給食準備~ごちそう様					
12:55~13:10	片付け~ご苦労様・帰りの会					
13:10~13:25	昼休み					
13:30~14:20	5校時	月5	火5	水5	木5	金5
14:30~15:20	6校時	×	火6	水6	木6	金6
清掃活動	×		15:20~ 15:30	15:20~ 15:30	×	15:20~ 15:30
部活のない生徒の完全下校	14:35		15:45	15:45	15:35	15:45

- ・朝は、8時10分までに教室に入り、着席します。授業の1単位時間は50分です。
- ・月曜日と木曜日、土・日のいずれか1日は「部活動なし」になります。月曜日は5時間授業です。
- ・毎月1回、木曜日の6時間目に、各委員会活動や行事などの実行委員会等を主体的に進めています。
- ・授業時数の確保のため、日課の変更を行うことがあります。その際は、スクリレ等で事前に連絡します。
- ・部活動終了時刻及び完全下校時刻は、日没時刻をもとに月ごとに決めています。
- ・つくば市は2学期制です。10月の第2月曜日から2学期となります。
 - ・令和8年度 1学期終業式 10月9日（金） 2学期始業式 10月13日（火）

(3) 清掃活動

- ・火曜・水曜・金曜の放課後に清掃活動を行っています。
- ・学年ごとに分担場所を決め、学級の仲間と一緒に清掃活動をしています。

(4) 学校行事（令和8年度実施予定、決定版は来年度の4月に連絡をします）

- ・体育祭 [5月23日(土)を予定]
- ・合唱祭 [10月16日(金)を予定（会場はノバホール）]
- ・旅行・集団宿泊的行事
 - ※ 7年生 … 未定
 - ※ 8年生 … 東京等に企業訪問予定
 - ※ 9年生 … 修学旅行 [京都・奈良方面]
- ・儀式的行事
 - 始業式【4月8日（水）】、啓志式（入学式）【4月9日（木）】、終業式、卒業証書授与式、修了式

(5) テスト

・定期考査

[国・社・数・理・英・音・体・技・家] (9月、2月)

定期テストは学期に1回とし、それ以外は単元テストで学習の成果を確認していきます。

※ テストの範囲は、小学校に比べて広がります。計画的な学習が必要です。

※ 定期考査の範囲は2週間前に配付して、お知らせします。

・県学力診断のためのテスト … 1月に7、8年のみ実施

・実力テスト

7・8年生 … 年3回(6月、10月、2月)を予定

9年生 … 年7回程度を予定

・全国学力・学習状況調査 … 4月に9年生のみ実施

(6) 面談、授業参観・懇談等

・面談

6月 二者面談(全学年:生徒と学級担任)

7月 三者面談(全学年:保護者、生徒、学級担任)

11月 三者面談(9年生)、二者面談(7・8年生:生徒と学級担任)

1月 三者面談(9年生)、二者希望面談(7・8年生:保護者と学級担任)

・授業参観・懇談等 令和8年4月18日(土)に授業参観・懇談会を実施予定

令和9年2月中旬に授業参観・懇談会(7・8年生のみ実施)を実施予定

(7) 部活動 【資料1】参照

・運動部

野球・サッカー・陸上競技・女子バレーボール・水泳競技・男子バスケットボール

女子バスケットボール・卓球・剣道・男子ソフトテニス・女子ソフトテニス

※ 運動部にとっての大きな大会は、次の2つ。

総合体育大会(市・県南・県・関東・全国とつながる大会 6月中旬から)

新人体育大会(市・県南・県とつながる大会 9月下旬から)

・文化部

美術・科学・文芸・吹奏楽

※ 美術部は、作品展への応募

科学部は、ロボットコンテストへの参加・科学研究作品の出展・科学フェスティバルへの参加等

文芸部は、文芸誌(YA!ひがし)発行を中心に活動

吹奏楽部は、茨城県吹奏楽コンクール(7月)上位入賞を目標に活動

・DCAA(洞峰地区文化スポーツ推進協会) 【資料2】参照

外部指導者が管理するDCAAクラブは、学校管理下の部活と併設されて展開される活動です。

この活動をDCAAが運営し、谷田部東中部活動がより良い環境で進められるようにサポートします。

(8) 生徒会活動

・「谷田部東中生徒憲章」に則った自治的・自主的な活動

・有志のボランティア活動組織「かがやき隊」を組織しています。あいさつ運動、校則検討、いじめ防止活動、落ち葉掃き等を行っています。

5 生活の基本

(1) 谷田部東中学校「Active 5」（行動目標5項目）について

全生徒が入学時から意識して生活している行動目標です。

- ① 自分から元気に挨拶をする
- ② 時間を守る
- ③ 掃除を一生懸命行う
- ④ 靴をそろえる
- ⑤ 人の話を聴く

(2) 服装・名札・靴について 【資料3】参照

- ・ 制服は常に清潔にし、規定の服を着用します。
(ネクタイ、名札をきちんとつける。ベルトは茶・黒系のものとする。)
- ・ クールビズ期間…ノーネクタイ可、本校指定の制服着用（5月～10月頃）
- ・ 靴は運動（体育の授業で走ったり、跳んだりします）に適したものとします。
※ミドルカット、ハイカットは禁止です。
- ・ 靴下は華美でないものとします。
- ・ ベストの指定業者等はありません。ただし、紺色の無地Vネック（ワンポイント可）とします。
- ・ ワイシャツ、ブラウスや体操着の下に着るアンダーウェアは白・黒・紺・ベージュ・グレイとし、華美な色や柄、ハイネックタイプのは不可です。
- ・ 上履きは白地に学年カラー（令和8年度の7年生は赤、体育館履きと併用）のものとします。
- ・ 本校指定の体操服を着用します。
- ・ 名札は、学校で準備して、啓志式の日配付します。
*入学後の追加購入は、指定業者にて個人購入していただきます。（1個550円）

(3) 通学用バッグについて

- ・ 特に指定はありません。色や大きさなど通学にふさわしい物をご用意ください。
※教科書や資料集各教科の道具類の持ち帰りは原則、自己判断となります。

(4) 自転車通学について

- ・ 自転車は、両足スタンドで、前かご、後ろの荷台がついているものとします。
- ・ 通学時は、ヘルメットを着用します。
- ・ ヘルメットはつくば市より進級時に入学生全員に授与されます。
- ・ バッグは後ろの荷台に縛り付けます。リュックサック型は背負ってもよいです。
- ・ ヘルメットをかぶらないで自転車に乗っていたり、交通規則等を守らなかつたりした場合は、3日間の自転車通学停止となります。違反が繰り返される場合には期間の延長、許可取り消しを検討します。
- ・ 交通ルールを守り、交通事故に気を付けます。
- ・ 交通マナーを守ることで、地域の方々に迷惑をかけません。
- ・ ご家庭でも事前に通学路等の確認を行うなどして、お子さんが安全な登下校に努められるようご指導ください。
- ・ 7年生の自転車事故が多いので、**自転車保険への加入**を推奨しています。【資料4】参照

(5) 携帯電話について

- ・ 携帯電話やスマートフォン、その他の電子機器類等、学校生活に不必要な物の持ち込みは原則禁止です。許可なく持ち込んだ場合にはその場で預かり、保護者に返却します。また、SNSの使い方トラブルが起きているので、使い方等に関して、定期的に家族で話し合い、ルールを決めてください。

(6) いじめ防止基本方針について 【資料5】参照

6 保健に関すること

(1) 健康観察のポイント

○朝の健康観察をお願いします。特に入学当初は、環境の変化から心身の不調を訴えることがあります。体調がすぐれないときには、登校を控え、ご自宅で様子をみてください。

(2) 欠席の連絡

○始業前8時10分前までに「医療相談アプリ LEBER(リーバー)」「スクリレ」で欠席の連絡をしてください。感染症流行の把握のため、どのように具合が悪いのかなど詳しくお知らせください。

(3) 定期健康診断について

○入学後、すぐに健康診断が始まります。7年生は検査項目が多く、保護者の方にご記入いただく書類も多くなります。学校における健康管理のため重要なものですので、正確にご記入ください。

○健康診断の結果、異常の疑いがあった場合は、ご家庭に通知します。その際は、速やかに専門医を受診してください。

健康診断時の環境について

- ・内科検診は男女別日に行います。検査、診察は個別のスペース内で行い、下着や体操服は着用したまま行います。立ち合いは養護教諭のみで、女子は女性の内科医に診ていただきます。
- ・心臓病検診は男女別に保健室で行います。着替えは保健室の囲いがあるスペースで行い、検査中は胸にバスタオルをかけて行います。

(4) 保健室について

○保健室は、学校内の保健センターとしての役割をもっています。生徒の健康の保持増進を図り、心身ともに健康で学校生活を送れるようにすることを目的としています。お子様の心身面で心配なことや相談したいことがありましたら、いつでもご連絡ください。

○保健室では、アレルギー反応や血圧変化などの副反応発生を防ぐため、原則として内服薬を服用できません。病気のために学校で薬の管理が必要な場合は、ご相談させていただきますので、ご連絡ください。

○保健室では、家庭や医療機関へ送るまでの応急手当てを行い、治療行為はできません。

○保健室での休養は、1時間を目安としています。早退や受診を要するけがや病気の場合は、ご家庭に連絡をしますので、必ず保護者の方と連絡がつく緊急連絡先を学校へご報告ください。

(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

○学校管理下(授業中、校外学習中、休憩中、登下校中など)でのけがや疾病については、医療費が給付される制度(窓口支払い1500円以上、総医療費500点以上)があります。本校では、全員加入(460円)をお勧めしています。

(6) 食物アレルギーについて

○食物アレルギーがあり、給食等において配慮が必要な場合は、速やかにご連絡ください。

○学校で食物アレルギーの管理希望がある場合、医師の診断が必要となります。主治医に「食物アレルギー用学校生活管理指導表」を記入していただき、学校へ提出をお願いします。

(7) 本校の学校医・学校眼科医・学校歯科医・学校薬剤師

学校での定期健康診断を実施して下さる医師です。

- 【学校医】 大塚 公一朗 先生(大塚内科クリニック) ・ 呉 龍梅 先生(つくば心臓血管メイクリニック)
- 【学校歯科医】 大河原 純也 先生(ありす歯科医院) ・ 岡田 卓也 先生(岡田矯正歯科クリニック)
- 【学校眼科医】 柴田 佐和子 先生(うめぞの眼科クリニック) ・ 【学校薬剤師】 中村 照夫 先生(快生堂薬局)

7 学校納入金等

学校諸費（教材費・部活費・PTA会費・教育振興会費）は、常陽銀行からの口座振替になります。金額等については、【資料6・7・8・9】のとおりです。

- ・教材費：授業で使用する副教材（資料集、ワーク等）、その他教材の購入
- ・部活費：部活動における運営費（部活動加入者のみ）
- ・PTA会費：PTA活動にかかる経費（任意）
- ・教育振興会費：生徒会活動、生徒の活動、研究活動、学校環境整備等の運営費（任意）

8 PTA活動

(1) PTA組織について

詳細については【資料10】をご覧ください。

(2) 教育振興会

4月中旬ごろに配付される、PTA総会資料に事業計画の内容が記載されます。

9 その他

令和8年度洞峰学園啓志式について（予定）

令和8年4月9日（木）	7年生受付	13:00～13:15
	保護者受付	13:00～13:40
	生徒入場	13:50～14:00
	啓志式	14:00～15:00
	学級活動	15:10～15:45
	※保護者の方は体育館でリエンション	
	写真撮影	15:30～16:00
	※写真撮影終了後、順次下校となります	

【お問合せ先】

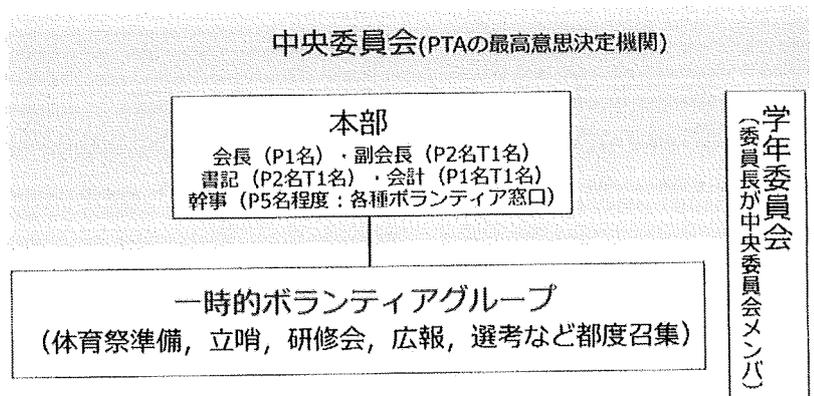
つくば市立谷田部東中学校
教務主任 栗本 英理香
TEL 029-855-7745
メール yahij01@tkb.ed.jp

谷田部東中学校 PTA 及び教育振興会入会のお願い

谷田部東中学校 PTA は、生徒たちが安心して充実した学校生活を送れるようにサポートする組織であり、時代の変化に適応しながら活動を見直し、生徒・学校・保護者のために様々な取り組みを行っています。

谷東中PTAは、運営組織として、本部と学年委員会から成り立っています。また、それに加えて、各行事や必要に応じて、その都度ボランティアを募っています。本部及び学年委員は、立候補あるいは推薦に基づく本部・学校からのお声がけのみによって選考させていただきますので、抽選などによる会員の望まない役員・委員の就任は一切ありません。ボランティアについては、すべての保護者を対象に、随時、募集していきますので、ご都合に合わせてご協力頂ければ幸いです。ちなみに、令和7年度のボランティア活動については、体育祭の当日準備及びパトロール、合唱祭の立哨、広報紙作成、図書整備、日本語支援、授業見守りサポートなどを実施し、多くの保護者の方に参加頂きました。

現在のPTAの運営組織は必要最低限の人員で運営しておりますが、PTAは生徒や学校にとっても必要不可欠な組織ですので、皆様のご参加をどうぞよろしくお願い申し上げます。特に、運営組織である本部役員及び学年委員会への積極的なご参加（立候補）をお待ちしております。私たち保護者も楽しみながら協力しあい、生徒たちだけでなく学校・保護者のために良いPTAを創り上げていきましょう。



会費：150円/月

【PTA 活動例】

制服リユース販売

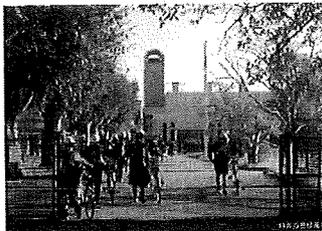


使わなくなった体操服や制服を集め、再利用する活動で、会員に大変好評です。売上は生徒会活動のサポート等に使います。

広報紙作成



【秋号特集】校長会長対談
～PTAの意義について～



先生の紹介、PTA活動の報告、校長先生の思いなどを掲載しています。

イベント時の安全立哨



合唱祭では会場まで生徒たちが安全に移動できるように見守っています。体育祭ではパトロールのほか、駐禁看板や駐輪場の設置等を行います。

※その他、教育講演会(旧、家庭教育学級)、草刈り・選定作業のほか、図書整備、花壇整備などもあります。

谷田部東中学校教育振興会は、生徒たちの「確かな学力・豊かな心・健やかな体」を育成する教育活動を振興するために、以下の事業を行っています。

1 生徒会活動・学校行事に関する援助

- (1) 生徒会・委員会活動への補助
- (2) 学校行事への補助
- (3) 校外活動への補助

2 研究活動に関する援助

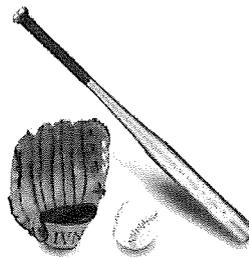
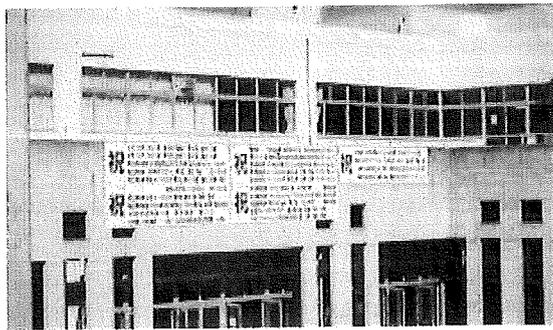
- (1) 教育用図書購入補助
- (2) 校内研修・授業研究補助
- (3) 外部講師依頼費用

3 学校環境整備に関する援助

- (1) 教育設備の整備補助
- (2) 校舎内外の整備・美化補助
- (3) 感染防止対策への補助

4 生徒活動応援資金

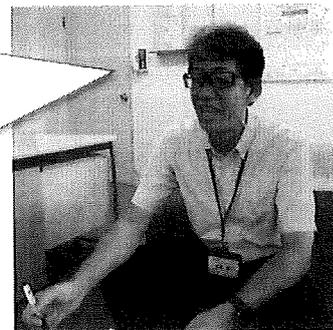
- (1) 部活動外の大会やコンクール等への参加費用、応援費用、生徒の派遣代等の補助
- (2) 横断幕の設置費用



会費：450 円/月

※教育振興会の組織は谷田部東中 PTA の本部役員が兼務しています（会計及び事務は本校教頭・教務主任が担当）

[井橋校長] PTA の活動は本当に大事だと思っています。例えば、草刈り・剪定などの奉仕作業を例に挙げると、この活動は単に環境整備することだけが目的ではなく、生徒自身がこの活動を通じて奉仕の精神を学んでくれること、また親がボランティア精神を持って一緒に参加する姿を見て、自分の大事な場所を親も大切にしてくれていると感じとってくれることで、豊かな心の育成につながるとしています。



【入会に関して】

入会を希望される方は、お手続きは必要ありません。入会を希望されない場合のみ、下記 URL の非入会届提出フォームより非入会届をご提出ください。なお、PTA・学校事務における会員管理・会費徴収の煩雑さを避けるため、非入会希望のみの受付とさせて頂くこと、そして、PTA・教育振興会どちらか一方のみの入会を受け付けおりませんことをどうぞご了承下さい。

非入会届提出フォーム：<https://forms.gle/o1UTc8rMbtzXfQfg7>

提出期限：2026年3月6日（金）

フォームの QR コード→



役員及び学年委員の募集に関するアンケート

つくば市立谷田部東中学校
PTA会長 内野 隆之

谷田部東中学校では、PTA 役員として、本部及び学年委員を募集しています。谷田部東中学校の全ての生徒のために、是非とも役員への立候補をお願いできますと幸いです。ささやかな特典ではありますが、本部役員及び学年委員長にはご自身のお子様の卒業式や体育祭等イベントにおいて優先席が用意されます。本部役員及び学年委員長は、PTA の運営会議である“中央委員会”に出席頂いています。年 5 回ほど開催しています(土曜午前中が 3 回、平日夕方が 2 回)。もちろん都合がつかない場合は欠席されても全く構いません。ちなみに、それ以外の、本部役員のみで行う本部会については、年にもよりますが年 1~2 回程度開催しています。

つきましては、下記の役員を募集いたします。

会長(1名:代表)
副会長(2名程度:会議の進行ならびに会長の補佐など)
幹事(5枚程度:各種ボランティアの募集、役員募集アンケート作成、歓送迎会企画など)
書記(2名程度:議事録作成、中央委員会便り作成、総会資料作成)
会計(1名:会計作業)
7学年委員(奉仕作業等各学年行事の開催)

本部役員は大変というイメージがありますが、昨年度実施した PTA 改革によって活動のほとんどをボランティアベースにしたこと、また会議数を減らしたことにより、負担はこれまでに比べかなり低減されていると思います。役員になると、学校活動に対する理解も進み、先生・保護者との新たなネットワーク構築もできます。是非とも前向きにご検討ください。

アンケートは以下の URL よりお答えください。役員及び学年委員に応募されない方におかれましては、お答えいただく必要はございません。

アンケートフォーム

URL: <https://forms.gle/rWdHEWAINhnAtBWw7>



フォームの QR コード→

以上、よろしくお願ひします。

資料1 部活動新入部員の募集について

1 部活動顧問一覧（令和8年度の顧問は未定なので空欄になっています。）

部活動名	顧問	部活動名	顧問
野球		バレーボール	
サッカー		卓球	
男子ソフトテニス		剣道	
女子ソフトテニス		科学	
陸上競技		美術	
水泳競技		文芸	
男子バスケットボール		吹奏楽	
女子バスケットボール			

2 施設設備と費用等

- (1)部活動の費用は、原則として参加者本人の負担となります。
- (2)学校の施設・設備に限界があり、活動内容の制限があります。
- (3)災害に対しては、日本スポーツ振興センターにより医療費・見舞金等が給付されます。
- (4)各部で必要な用具一覧（詳細は、顧問からご確認ください）

部活動名	購入予定
野球	サブユニフォーム(8,000円)・帽子(3,000円) ウインドブレーカー(約14,000円)冬季希望者のみ
サッカー	ユニフォーム一式(約14,000円)・スパイク・すねあて・登録料1,400円・ 保険料(800円)・ウインドブレーカー(約13,000円)冬季希望者のみ
男子ソフトテニス 女子ソフトテニス	ラケット・シューズ(各自)・ユニフォーム(約10,000円)・ 登録料(1,000円)・ウインドブレーカー(約10,000円)冬季希望者のみ チームトレーナー(約5,000円)
陸上競技	ユニフォーム上下(約10,000円)・タイツ希望者のみ(約5000円)・ スパイク(約10,000円)・ウインドブレーカー希望者のみ(約15,000円)・ 登録料(500円)・セッケン(約600円)・はちまき希望者のみ(600円)
水泳競技	水着・ゴーグル・キャップ等(女子約10,000円,男子約8,000円) ウインドブレーカー(約15,000円)冬季希望者のみ・洞峰プール利用料(1回210円)
男子バスケットボール	シューズ(約10,000円)・練習着(約8,000円)・ ウインドブレーカー(約12,000円)・登録料(1,200円)
女子バスケットボール	シューズ(約10,000円)・登録料(1,200円)・練習着(6,000円)・ Tシャツ希望者のみ(約3,000円)・ウインドブレーカー(約10,000円)
バレーボール	シューズ(各自)・サポーター・練習着(約10,000円)・登録料(500円) ウインドブレーカー(約10,000円)冬季希望者のみ
卓球	ユニフォーム・ラケット・シューズ・セッケン・登録料(合計して約28,000円)
剣道	けいこ着(約10,000円)・竹刀・セッケン(約8,000円) 自分の防具を購入する場合は約70,000円かかります。(学校貸出有り)
科学	特になし
美術	個別制作物により、随時購入
文芸	特になし
吹奏楽	楽器に関わる消耗品(チューナー,メトロノーム,マウスピース,スティック,リード,オイル類) 楽器の調整等 約10,000円 大会参加費(1,000円×参加回数)

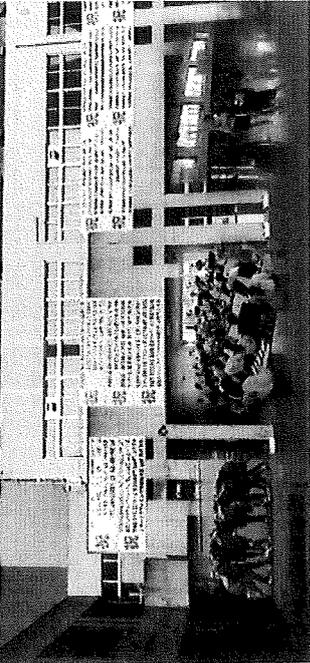
3 部活動の趣旨と留意点

新7年生のみなさんへ

谷田部東中学校の部活動は、みなさんの心や体を育てることを目的に行っています。「同じ目標や趣味をもつ友達と協力し、楽しいことや時には辛いことを乗り越え、『仲間』という最高の宝を得る場になって欲しい」、「社会へ出るためのルールやマナーを学ぶ場になって欲しい」、そして「部活動が中学校生活の大きな思い出となって欲しい」そう願っています。青春時代の思い出に残る活躍を期待しています。

◎部活動運営の方針については本校ホームページよりご確認ください。

DCAA



洞峰地区文化スポーツ推進協会 「DOHO Cultural&Athletics Academy (DCAA)」

谷田部東中学校の文化スポーツ活動をより充実させ、さらに、洞峰学園地域と谷田部東中学校が共に更なる発展を遂げるために設立された組織です。谷田部東中学校の「より強くより楽しくより魅力あるものに！」をテーマに支援をしていきます。

このDCAAの取り組みは、文部科学省（スポーツ庁）が示す、地域部活動としての取り組みとして、スポーツ庁、茨城県、つくば市の公共機関と連携して運営をしていきます。皆様にご協力いただき、生徒の皆さんの成長と共に谷田部東中学校の文化スポーツ活動がより充実し、発展していくことを願っています。

DCAAクラブについて

保護者、外部指導者が管理するDCAAクラブは、学校管理下の部活と併設されて展開される活動です。この活動をDCAAが運営し、谷田部東中部活動がより良い環境で進められるようにサポートします

日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
部活動 DCAA	DCAA	部活動	部活動	DCAA	部活動	部活動 DCAA

部活動：学校部活動活動可能日 DCAA：DCAAクラブ活動可能日

☆ 令和8年度は、8月より土日の活動は、DCAAもしくは、部活動指導員での活動に移行します。また、令和9年8月からは、完全にDCAAでの活動に移行することになります。令和7年度は年間30回を目安に活動していきます。

DCAAクラブ種目別実施曜日・時間・場所

種目	外部指導団体等	曜日	時間(冬時間)	場所
希望者がいないため休止中				
陸上競技				
バレーボール	つくばユニテッドSun GAA	月	15:00~17:00	体育館
卓球	つくば明光卓球クラブ	月	15:00~17:00	柔剣道場
男子テニス	筑波大学軟式庭球部・つくばTA	月or木	月 15:00~17:00 木 15:45~17:45	学校テニスコート
女子テニス	筑波大学軟式庭球部・つくばTA	月or木	月 15:00~17:00 木 15:45~17:45	学校テニスコート
サッカー	つくばFC	木	15:45~17:45	グラウンド(冬場は後半1時間体育館)
野球	筑波大学野球コーチング研究室	月or木	月 15:00~17:00 木 15:45~17:45	グラウンド
男子バスケ	BCつくばEvolution	日(木)	日 14:00~16:00 (木 15:45~17:45)	谷田部東中体育館
女子バスケ	BCつくばEvolution	日(木)	日 14:00~16:00 (木 15:45~17:45)	谷田部東中体育館
剣道	筑波大学	木	15:45~17:45	柔剣道場
吹奏楽	天野 良優	土	11:00~13:00	音楽室等

○ 豊富な指導実績のある指導者、現役選手、公認指導者資格所有の指導者など、各種目の専門家が会員のみ皆さんの指導に当たります。

○ 他の地域クラブ等との練習試合や、KTC(荳崎・高崎地区)との交流会を予定しています。

○ 文部科学省が提言している部活動改革、およびつくば市の部活動地域展開を見据え、DCAAの種目を土日に移行していきます。平日の学校部活動、土日の地域部活動(DCAA)や地域のスポーツクラブ)をつなげ、バランス良く、且つ効率の良いパフォーマンスの向上を目指します。

制服について確認とお願い

令和4年度から校則検討委員会を設置し、現在継続的にルールの検討をしています。そのため将来の社会生活につながるような、より良いルール作りの中で内容が変更されることがあります。

1 ブレザーに関して

- 本校指定のものを着用する。
- ピンバッチや飾りは付けないようにする。
(かがやき隊等の学校から配付される教育上意義のあるものは可とする)

2 スラックスに関して

- 本校指定のものを着用する。

3 スカートに関して

- 本校指定のものを着用する。

第一制服 ブレザー・スラックス
第二制服 ブレザー・スカート
どちらを選択してもかまいません。

4 ネクタイに関して

- 本校指定のものを着用する。(パッチン止め式のものとなっている。)
- 冬服の時は必ず着用する。夏季のクールビズ期間は着用しなくてもよい。

5 名札に関して

- 入学後に配付する。(入学以降も、指定の販売店で購入できます。)
- 校内では必ずつける。

6 Yシャツに関して

- 本校指定のものを着用する。

7 靴、うわばきに関して

- 外靴は運動しやすいものを履く。うわばきは、本校が指定しているものを履く。
学年カラーのラインが入ったものになる。(新7年生は **赤ライン**)
- かかとに名前を記入する。

8 靴下について

- 靴下は華美でないものとする。
ただし、部活動参加時については種目専用の物であれば色は問わない。
※式典時〔啓志式(入学式)を含む〕の第一制服時の靴下は、白、黒または紺等のくるぶしが隠れるものとする。第二制服時は、黒または紺等のハイソックスとする。

9 頭髪について

- 脱色、染色、整髪料等でのセットは禁止する。

10 体育着について

- 体育着(長袖上下、半袖、ハーフパンツ)は、本校指定のものを着用する。

11 アンダーウェアについて

- Yシャツ、ブラウスや体操着の下に着るアンダーウェアは着てもよいが、白、黒、紺、グレー、ベージュなどの単色を基本とする。華美な色や柄のもの、ハイネックタイプのものは不可とする。
- 体操着のハーフパンツで寒い場合は、長ズボンのジャージを着用する。ハーフパンツにタイツで活動することは防寒の観点から外れるため原則認めていない。(ジャージの下に着ることは構わない)

12 防寒具に関して

- ブレザーの下に着るものとして、ベスト〔紺色で無地Vネック(ワンポイント可)〕、セーター〔黒、紺、グレー〕の着用を認める。ただし、ボタン付きのカーディガンは不可とする。
- ブレザーの上に着るものとしては、コートやウインドブレーカーの着用を認めている。
※部活動によって、部でウインドブレーカー等を揃えて購入することがある。
- 防寒着は原則屋外で着用し、室内では脱ぐ。但し、感染対策による換気等で寒い場合は着用可とする。
- スパッツやタイツについて※ストッキングは防寒対策の物ではないので不可とする。
・色は原則黒とし、無地(柄、ライン、ワンポイント一切なし)のものとする。
・スカート下は、足の指先までであるタイツは着用可、足の指先までないスパッツは着用不可
- 膝掛けを使いたい場合は、華美でないものとする。使用場所は自分の学級の教室のみ。移動教室や休み時間の廊下で体に巻くなどは禁止。また、学級の教室であっても試験中は使用しないこととする。

13 その他

- 体操服、バッグなど持ち物のすべてに記名をする。特に体操服の下は記名する箇所がないのでタグや裏地などの白い部分に記名する。

あなたの自転車は大丈夫？

自転車の点検・整備してありますか？

整備不良の車両は思わぬ事故を引き起こします！

茨城県交通安全条例
 県民は、その利用する自転車の定期的な点検・整備に努めなければなりません。

合い言葉は「ぶ た は し ゃ べ る」

- ぶ** フレキ 前後ともよくききますか？
- た** タイヤ 空気は十分に入っていますか？ すり痛っていませんか？
- は** ハンドル 握りやすさは発生していませんか？ ハンドルやサドルにがたつきはありますか？
- し** シェッド 乗る前には必ずセルフチェックをしましょう。
- や** ヤマ 車体 傷やさびは発生していませんか？
- べ** ベル よく鳴りますか？

※年に一度は、自転車安全整備士のいる自転車販売店等で点検整備を行いましょう。
「安全な自転車」を「安全運転」して、交通事故防止!!

●問い合わせ先 ●
 茨城県生活文化課 安全なまちづくり推進室 TEL.029-301-2842

自転車保険 入りたいけど？

事故を起こしてしまったときに備えて、自転車保険(賠償責任保険)に入りたいけど？

自転車事故での

高額賠償事例も発生しています！

損害賠償額	損害賠償額	損害賠償額
9,521万円 (神戸地裁 H25.7.4判決) 男子小学生(11歳)が交差、帰宅途中に自転車で行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。	9,266万円 (東京地裁 H20.6.4判決) 男子高校生が横断、自転車横断帯のみな手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線と自転車道で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員は重大な障害(言語機能の喪失等)があった。	6,779万円 (東京地裁 H15.9.30判決) 男性が夕方、ベットリールを片手に下り坂をスリドを降とぎす走り交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(36歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

自転車保険の加入は茨城県交通安全条例で定められています

県民の皆様へ

- 自転車を利用する場合は、自転車保険への加入に努めなければなりません。

保護者の皆様へ

- お子様が発行する場合は、自転車保険への加入に努めなければなりません。
- お子様に対して、交通事故の防止及び自転車の安全な利用について必要な指導を行うよう努めなければなりません。

事業者の皆様へ

- 事業に自転車を使用する場合は、自転車保険への加入に努めなければなりません。
- 自転車運動をしている従業員に対して、保険加入促進のための啓発と情報提供に努めなければなりません。

自転車保険の加入

- 自転車の購入者に対して、保険加入促進のための啓発と情報提供に努めなければなりません。

茨城県生活文化課 安全なまちづくり推進室



いじめ防止基本方針

谷東いじめ防止に関する行動指針

- 1 相手との違いを認め尊重し合う**
互いに理解し、尊重し、助け合うことで、いじめを根絶することができるから
- 2 人との関わりを絶やさない**
笑顔をあふれる学校にするには人との関わりが重要だから。
- 3 STOP チクチク 促進フワフワ**
チクチク言葉は言っても良いことはないがフワフワ言葉はいじめ防止の促進につながるから。

いじめ防止委員令和5年度より

洞峰学園
つくば市立谷田部東中学校

1 未然防止のための取組

○学級経営の充実

- ・児童・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、児童・生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・児童・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・正しい言葉遣いのできる集団を育てる。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。

○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童・生徒の学びを保障する。

○道徳教育において(ローテーション道徳の実施)

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にす指導の充実に努める。

○学級活動において

- ・話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る

○学校行事において

- ・児童・生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

○児童会・生徒会活動において

- ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。(児童会・生徒会主体のいじめ防止啓発活動の展開。ポスターの作成や掲示。)

○家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

2 早期発見のための取組

○複数の教員の目による日常の交流をとおした発見に努める

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して児童・生徒に関わることにより、発見の機会を多くする。
- ・休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールサポーターに学級訪問、授業参観などをしてもらおう。

○アンケート等の調査を計画的に行う

- ・「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」「行動目標アンケート」を定期的実施する。
- ・アンケート調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場の方からの助言を得る。

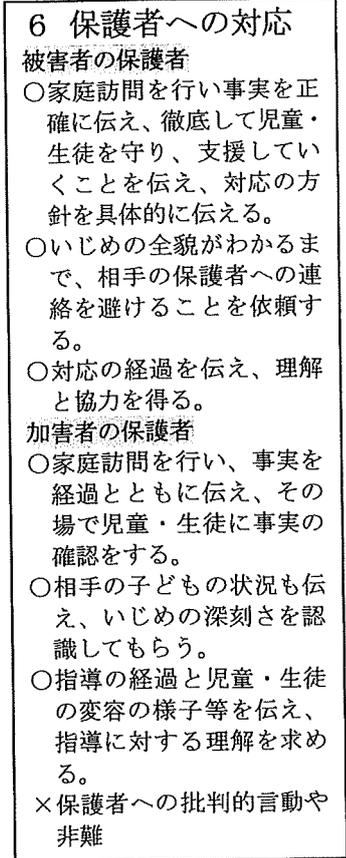
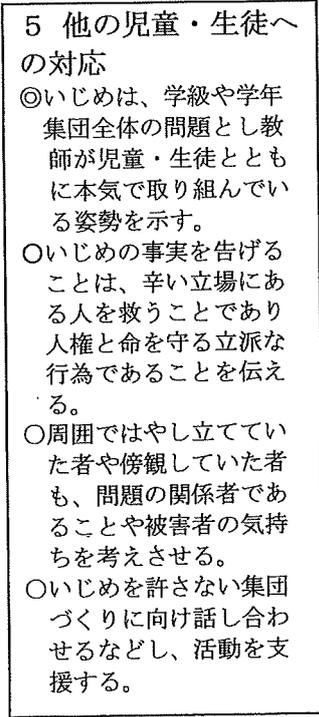
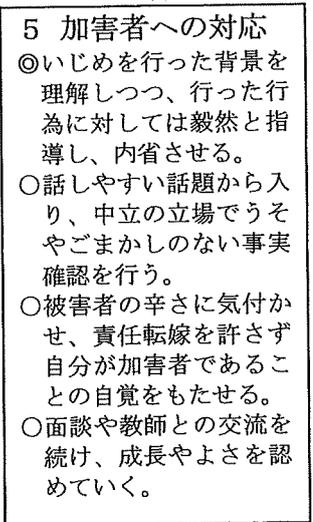
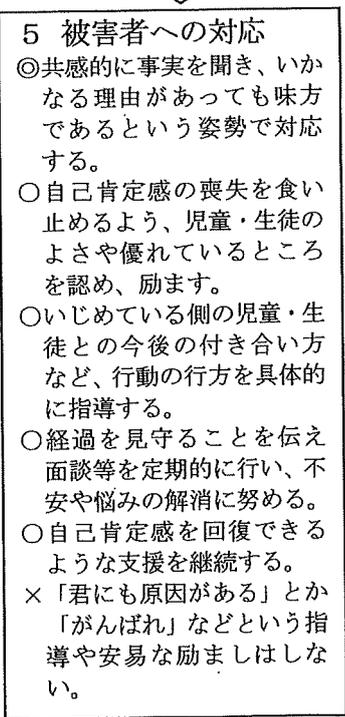
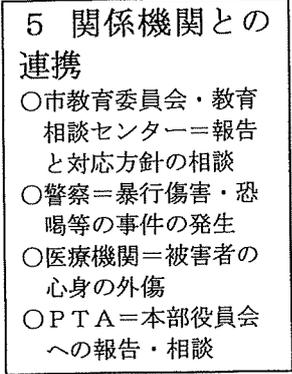
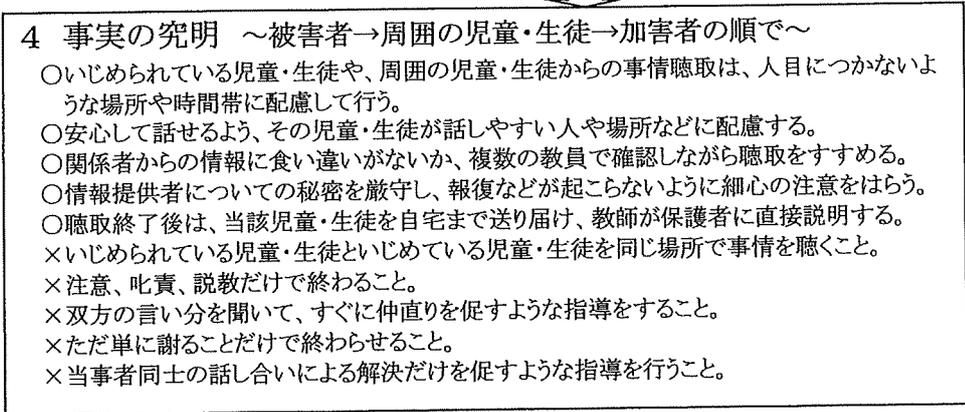
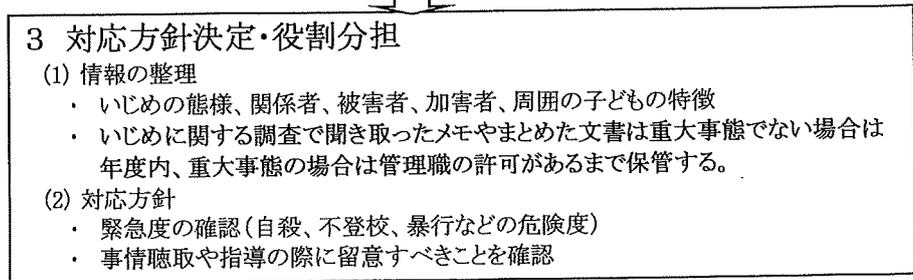
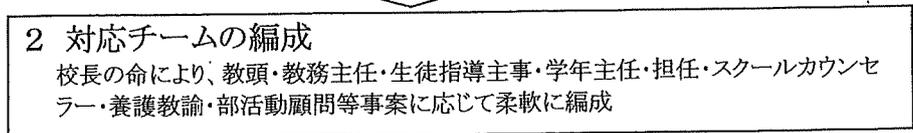
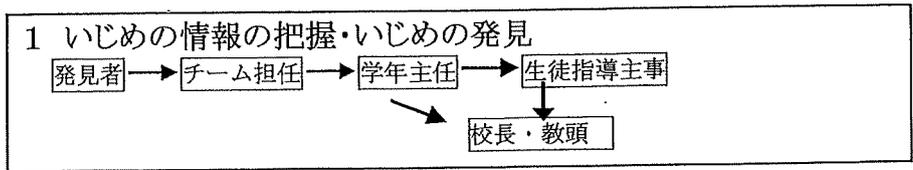
○教育相談による把握

- ・担任による定期的な面談を実施する。
- ・児童・生徒の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター等)でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ・面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等、専門的な立場の方から助言を得る。

○保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等についてできるだけ詳細に情報を得るように努める。

3 問題への対応(いじめ発見から解決までの取り組み)



4 いじめ対策組織と年間計画

○ 学園いじめ対策推進委員会の実施

- ① 月一回程度（学園生徒指導協議会で情報交換）行う。
- ② 生徒指導部会（週一回の運営会議）にて学校長、教頭、教務主任、学年主任と情報共有を行う。
- ③ いじめについての取組について協議する。

○ 学校いじめ対策委員会の実施

- ① 学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、SCで構成し、ケースにより該当児童生徒の担任、学年生徒指導部員、SSW等が参加する。
- ② いじめの現状把握については生徒指導部会で確認し、学校いじめ対策委員会（運営会議の機会）にて情報共有及びいじめ認知を行う。
- ③ 学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取り組みについて協議する。
- ④ 学年生徒指導部を中心に解決に向けて動く。
- ⑤ 緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に本会を開く
- ⑥ いじめの重大事態として扱う可能性がある場合は、学校長が教育委員会と相談する。

○ 教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・ 校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について見識と共通理解を深める。

いじめに関する共通理解事項

※いじめとは

いじめとは「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
（文部科学省）

※重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」自殺等重大事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」不登校重大事態がある。（文部科学省）

いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩



認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案をどれだけ、どのように解決したかが大切

《いじめの解消》

- (1) いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
- (2) 被害を受けた子供（保護者含む）が心身の苦痛を感じていないことを満たしていること

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報、他の教職員から情報に真摯に対応する。
- ・ いじめの重大事態が発生した際には、重大事態対応マニュアルに沿って、事実の究明、対象生徒への対応、再発防止について調査する。その際、被害を受けた生徒・保護者の気持ちを最優先に対応することを心掛ける。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

◆いじめ対策年間計画◆

月	教職員の活動			児童・生徒の活動	
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動・道徳	児童・生徒会活動
4	○全体計画の検討 ○現状把握といじめ問題への対応について	○生徒理解に関する研修 ○本校のいじめ防止基本方針の確認	○学年・学級懇談 ○希望面談	○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり	○人権教室① ○本校のいじめ防止基本方針の確認
5	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討	○担任による道徳	○SC、SSW とのいじめ問題に係る対応方針の確認 ○アンケート(紙媒体)及び教育相談	○情報モラルに関する道徳の実施 ○いじめ問題を題材とした道徳授業	○かがやき隊の募集 ○情報モラル講演会(予定)
6	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討	○行動目標アンケートの分析と活用	○二者面談(教員-生徒) ○アンケート及び教育相談	○話し合い「学級の諸問題について」	○いじめ防止に向けての啓発活動① ・ポスター作成等
7	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討	○三者面談について ○教育相談技術①	○三者面談	○夏休みに向けた事前指導	
8	○配慮を要する生徒への関わり	○生徒理解について(講師 SC)	○配慮を要する生徒への関わり		
9	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討		○配慮を要する生徒への関わり ○アンケート(紙媒体)及び教育相談	○いじめについての話し合い活動	○新人戦壮行会を通じての自己肯定感の高揚
10	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討	○いじめに関わる事例研修		○合唱祭を通じての人間関係づくり	○いじめ防止フォーラム
11	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討	○いじめの問題を取り上げた道徳授業の検討	○アンケート(forms) ○二者面談(7・8年 教員-生徒) ○三者面談(9年)	○いじめ問題を題材とした道徳授業	○いじめ防止に向けての啓発活動② ・いじめ防止行動指針の作成
12	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討 ○配慮を要する生徒への関わり		○配慮を要する生徒への関わり	○冬休みに向けた事前指導	○いじめ防止に向けての啓発活動③ ・人権教室②等
1	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討		○二者面談(7・8年 教員-保護者) ○三者面談(9年)	○学校生活の見直しを行い、自己有用感を高める。	
2	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討 ○新年度のクラス編成にあたって	○新年度のクラス編成にあたって	○アンケート(紙媒体)及び教育相談	○いじめ問題を題材とした道徳授業	○9年生を送る会の準備を通じての連帯感の高揚
3	○いじめの事案に係る情報収集ならびに対応の検討 ○評価と次年度計画のまとめ	○評価と次年度の課題	○相談内容のまとめ	○1年の振り返りと次年度の計画	○反省と次年度計画

令和 7 年度 第 7 学年 諸会計の集金方法について

1 諸会計の口座振替計画

単位 (円)

振替月日	振替金額		備 考	
	対象者	金額		
5 月 20 日 (火)	全員	24,241	内 訳	
			教材費	24,241
6 月 16 日 (月)	部活動加入者	9,800	内 訳	
			部活動費	9,800
7 月 15 日 (火)	PTA 加入者	6,600	内 訳	
			PTA 会費	1,800
			教育振興会費	4,800

※上記金額のほか、振込手数料が 1 件につき 55 円かかります。

※教材費は、24,241 円を予定しています。(詳細は懇談会資料などに添付)

※部活動費・PTA 会費及び教育振興会費は、加入者のみ集金します。

※PTA 会費及び教育振興会費は、在学年齢上位学年の生徒登録口座から振替となります。

2 振替日

上の表の期日になります。

振替予定日前日までに、登録口座の残高確認をお願いします。

3 振替不能

振替不能となった場合、事務担当者より保護者様宛に文書を送付します。

その金額を学校指定口座へ振込をお願いします。その際の手数料は、保護者負担をお願いします。口座振替処理ができるように、ご協力をお願いします。

4 その他

振替額等が変更なる場合は、スクリレ等にてご連絡します。

R7.第7学年 副教材一覧

	教科	教材	価格	発行会社	発注先
1	学年費	学年費	800		
2	国語	よくわかる国語の学習 A	630	明治図書	杉山教材
3	国語	新国語便覧	710	秀学社	すぎわ書店
4	国語	国語ノート LSP17M タテ罫<17行>目盛付	231	キョクトウ	イチムラ書店
5	国語	積み上げ国語1	490	明治図書	杉山教材
6	社会	よくわかる社会の学習 地理1(ノート付き)	490	明治図書	杉山教材
7	社会	よくわかる社会の学習 歴史1(ノート付き)	430	明治図書	杉山教材
8	社会	積み上げ歴史1	300	明治図書	杉山教材
9	社会	積み上げ地理1	340	明治図書	杉山教材
10	数学	数学の学習ノート	640	正進社	ゆなご教材
11	数学	単元1回 数学1	490	明治図書	杉山教材
12	理科	よくわかる理科の学習1B	660	明治図書	杉山教材
13	理科	積み上げ理科1B	610	明治図書	杉山教材
14	理科	実験観察、材料費	50		
15	英語	ジョイフルワーク1 A	660	新学社	風見商店
16	英語	スタートアップペンマン	200	浜島書店	風見商店
17	英語	英語ベストノートW II	660	学宝社	ゆなご教材
18	英語	Wプリント英語1年B+A4判ファイル(オレンジ)	660	新学社	風見商店
19	音楽	コーラスフェスティバル	850	正進社	ゆなご教材
20	美術	画用紙、紙粘土等	930		
21	技術	プレミアムヒノキテンセット(木材加工)	2,900		山崎教育システム
22	家庭	調理実習費	300		
23	家庭	トートバック	900		
24	体育	中学校保健体育ノート1	520	大修館	イチムラ書店
25	道徳	ココログ・ノート	300	浜島書店	風見商店
26	その他	ヤヒガシログ	1,060		
27	その他	フラットファイルA4 (ピンク:国、イエロー:社、スカイブルー:数、ライトグリーン:理、グレー:TS)	400		すぎわ書店
28	その他	PPファイルA4 (ピンク:音、オレンジ:技、グリーン:家、バイオレット:美、ブルー:体)	1,000		すぎわ書店
29	その他	スライディングレールフォルダー(キャリアパスポート用)	70	スマートスクール	アキラ
30	その他	スポーツ振興センター掛金	460		
31	その他	生徒証明写真	500	木村写真館	木村写真館
32	その他	実力テスト(1回1400円×3回分)	4,200	創育	エムズ
33	その他	体育祭用はちまき	150	ヒロセ	ヒロセ
34	その他	名札	500	つちや	つちや
35	その他	自転車ステッカー	150	川合ネーム	川合ネーム
		合計	24,241		

諸会計等引落のための口座登録について

当校では、学校徴収金等を、常陽銀行を通じて口座引落しで集金しています。そのため、WEB登録で口座振込依頼の手続きを下記の要領で登録をお願いします。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力をお願いします。

1. 登録日

本日2月6日（金）より3月31日（火）まで

2. 登録アドレス（谷田部東中学校専用）

https://im.joyobank.co.jp/webapp/form/23749_ldjb_2/index.do?c25vPTA3MzY0

QRコード



こちらをスマートフォン等で読み取ってください。

3. 記載要領

必須事項となっているところのみ、チェック及び記入をお願いします。

- ・区分は、新入生にチェックを
- ・開始年月日 2026年5月とプルダウンで選んでください。
- ・生徒名やフリガナ・口座情報は各個人の情報を記入してください。

4. その他

- ・WEB登録ができない方は、谷田部東中学校担当者までご連絡ください。
- ・資料9にて常陽銀行からのWEB登録のご案内も確認してください。
- ・若干ウェブフォームが変更になりました。必須項目が減っています。
- ・不明な点があれば担当者までご連絡ください。

つくば市立谷田部東中学校
担当 事務係長（飯田）
TEL.029-855-7745(代)



学費等の引落しのための準備に（オススメのアプリ）

常陽バンキングアプリのご案内

もうすぐ学費の引落日だけど、残高大丈夫かなあ…。
そんなときは、「常陽バンキングアプリ」ですぐに残高確認ができます。
引落しができなかつた場合にも、アプリに通知が来るので安心。
学校の口座への振込もキャッシュレスで簡単にでき、常陽銀行間なら
振込手数料が無料！保護者さまにうれしいサービスです。



学費等預金口座振替依頼のWEB登録が済んだら、
ぜひ「常陽バンキングアプリ」をダウンロードしてご利用ください。



引落日の前に、残高確認で安心！

学校からの引落しに備え、事前にアプリで残高確認ができます。

【引落しできなかつたときは】 プッシュ通知でお知らせ！

口座振替が引落しにならなかつた場合は、プッシュ通知でお知らせします。

【常陽銀行間なら振込手数料無料】 お振り込みがカンタン！

オススメ

学校の口座にも簡単に振込ができます。お子様に現金を持たせなくても大丈夫。

※画像はios版のイメージ画像です。Android版はメニューの配置が異なります。

ご利用方法

スマホとキャッシュカードですぐにご利用OK！

銀行窓口での面倒なお申し込み手続きはいりません。*
ストアからダウンロードすればその場で利用可能！

*ご利用条件等については、当行ホームページ上でご確認ください。当行判断やその他の事由によりご利用いただけない場合があります。

ダウンロードはこちら

Download on the
App Store



GET IT ON
Google Play



常陽バンキングアプリに関するお問い合わせはこちら
常陽バンキングアプリヘルプデスク

0120-233-477

受付時間：平日9:00～18:00

資料 9

【学費等預金口座振替依頼】 WEB登録のご案内

常陽銀行では、学費等引落しのための口座振替のお申込みが、WEBから登録いただけます。
お手元のスマートフォン等から簡単に登録できますので、ぜひご利用ください。

学費等預金口座振替依頼 WEB登録

かんたん♪ 3ステップ!



(注) お客さまがご入力いただいた内容については、後日、銀行で確認いたします(場合によっては、学校のご担当者様より、再入力をお願いする場合がございます)

『学費等預金口座振替依頼 WEB登録』入力項目のご案内

預金口座振替依頼申込 (常陽銀行専用)		申込日: ●●●●●●
●● 学校		
区分 [X]	新入生または転入生 在校生	
生徒番号	001015601	(数値7桁)
生徒名 [X]	001015601	
※姓と名の間にスペースを入力してください。		
生徒名フリガナ [X]	001015601	
※姓と名の間にスペースを入力してください。		
所属コード	00101	(数値4桁)
会費コード	00101	(数値3桁)
開始年月 [X]	年 月	
振替口座	預金番号 [X]	預金種別 [X]
	※姓と名の間にスペースを入力してください。	
	預金番号フリガナ [X]	実店名 [X]
	※姓と名の間にスペースを入力してください。	
	実店名 [X]	【実店入力】ボタンをクリックして実店名を選択
	常陽銀行	店舗(※001)
	預金種別 [X]	定期預金 活期預金
	口座番号 [X]	001015601 (数値7桁)

学校から指定されたとおりご入力ください
 生徒情報をご入力ください
 口座振替に指定する口座情報をご入力ください

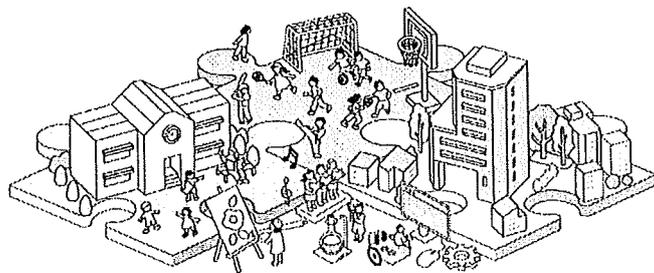
ご不明な点がございましたら、お近くの常陽銀行の窓口までお問合せください。



常陽銀行

 MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

2027年夏以降 学校部活動が 大きく変わります



土日の部活動が「学校主体」から 「地域主体」の地域クラブで行われるようになります



指導者(顧問)が教員ではなく、地域の指導者となります

- ▶種目経験のある専門的な指導者が指導を担います。
- ▶学校教員が指導を行う場合は、学校の先生という立場ではなく、地域クラブの一員として活動します。



持続可能な活動とするため、活動の費用負担が発生します

- ▶学校外の活動となるため、人件費を含む運営費や、保険料等の費用負担のご協力をお願いします。



学校単位ではなく、近隣を含む地域単位の活動となります

- ▶希望する活動によって活動場所が所属校以外となる場合があるため、必要に応じて送迎等のご協力をお願いします。

準備が整った活動から、学校を通じ、改めて保護者の皆様にお知らせします。

Q.なぜ部活動の運営方法が変わるの？

A.学校だけでは対応できない課題(部員不足や指導者不足等)を地域の力で解決する必要があるためです。
つくば市独自のものではなく、文部科学省の方針のもと、全国的に実施されています。

Q.誰が参加できるの？

A.学校部活動に参加している生徒だけでなく、普段学校部活動に参加していない生徒も休日の地域クラブ活動には参加することができます。学校部活動と異なる種目の地域クラブ活動へ参加することも可能です。

Q.どんな活動があるの？

A.2026年4月以降、準備が整った活動から詳細を公表していきます。現在学校部活動にある種目を中心に、スポーツや芸術文化活動に触れる・楽しむこと、できなかったことができる喜びを知ることを目的に、活動を整備していきます。

部活動地域展開に関する情報は、市公式ホームページにて順次公開していきます。
より詳しい情報をお知りになりたい方はつくば市ホームページをご確認ください。



令和7年(2025年)12月2日

保護者の皆様

つくば市教育委員会教育長 森田 充

休日部活動の地域展開について

日頃より、つくば市教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、つくば市では、「持続可能で豊かな文化スポーツ活動体制を構築することで、子ども及びつくば市民のウェルビーイングを実現する」をビジョンに掲げ、子どもたちのスポーツ・芸術文化活動の場を将来にわたり確保するため、令和9年(2027年)8月までに休日の学校部活動を地域に展開させることを目標としております。

今後、地域展開の円滑な推進に努めるとともに、保護者の皆様と連携しながら、より良い活動環境の整備を進めてまいります。つきましては、子どもたちの健やかな成長と豊かな学びの場づくりへ向け、下記の内容について御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 休日部活動の地域展開とは

国や自治体では、これまで学校において、課外活動の一環として教員が担ってきた部活動を、地域の団体や指導者が主体となって活動を担う「地域クラブ活動」という新たな活動として実施するため、取組を進めています。これは、子どもたちの活動を学校だけでなく、地域全体で支えることにより、人数が少なくチームが組めない、やりたい活動がない、指導者がいない、といった課題の解決を目指し、持続可能で充実した活動を目指すものです。なお、地域クラブ活動では、平日の部活動と異なる種目で生徒が休日に活動することや、普段部活動に加入していない生徒が休日のみ地域クラブの活動に参加することも推奨されています。

つくば市では、令和8年度の全国中学校体育大会終了後、休日部活動を行う教職員をゼロ^{*1}にし、令和9年度の全国中学校体育大会終了後、休日(土曜日及び日曜日)の活動を完全に地域展開することを目指しております。(新7年生が8年生、新6年生は7年生の夏以降の休日活動は、全て地域クラブ活動に変わります)

2 地域展開後の活動形態

平日（月～金）

これまでどおり、平日のうち3日間は学校の課外活動として部活動を実施します。ただし、地域クラブの状況に応じ、一部の地域クラブは、平日も学校部活動に代わり、活動を行う場合があります。

休日（土及び日）

部活動としての活動はなくなり、希望者は地域クラブ活動へ参加します。

3 地域クラブ活動について

地域クラブ活動は、学校部活動と連携しながら、スポーツや芸術文化に「触れる」「楽しむ」「親しむ」こと及び、生徒の「上達したい」という希望に対して指導・支援を行い、「出来る」を増やしていくことを目指しています。

地域クラブ活動には所属校だけでなく、近隣の学校の生徒も参加することから、交流の場として多様な人間関係の形成へ繋げることも期待されています。

- ・地域クラブ活動への参加は任意です。
- ・できるだけ自宅から近いエリアで活動を行うことができるよう、市内を5つのエリアに分けて、各エリア内で希望の活動に取り組めるよう、地域クラブ活動体制を準備していきます。
- ・地域クラブ活動の詳細及び参加方法は、令和9年4月までに、改めて学校から御案内します。

4 保護者の皆様へのお願い

- ・地域クラブ活動は、実施主体が各団体となるため、保険料や各種登録料、消耗品費、指導費を含む、費用負担^{※2}が発生します。持続可能な活動体制構築のため、ご理解をお願いいたします。
- ・種目や活動により、活動場所が所属校以外となるものもあるため、送迎が必要となる場合があります。

※1 令和8年度下半期は、学校部活動ではなく、地域クラブ指導者として教職員個人が関わる場合があります。また、部活動指導員が配置されている場合、学校部活動も継続されます。

※2 就学援助世帯、生活保護世帯においては、活動費の支援制度（地域クラブ活動参加者支援交付金）があります。詳細は市ホームページをご確認ください。

市公式ホームページでも、今後の活動に関する情報を順次公開していきます。その他、休日部活動の地域展開に関して御不明な点がございましたら、各学校又は問合せ先まで御連絡ください。



↑市公式ホームページ

地域展開に関する問合せ先
つくば市教育局 学び推進課
担当：甲斐・佐藤・額賀
E-mail : edc025@city.tsukuba.lg.jp

PTA会員様

令和8年度

家庭保管用

一般社団法人

茨城県PTA安全互助会 事業のご案内

(一社) 茨城県PTA安全互助会の事業について

PTA会員等がPTA活動中に、ケガ・病気・死亡等に至ったときに、共済金や見舞金等を給付することにより、PTA活動の円滑な運営に資するとともに、県内の児童生徒又は青少年の健康の保持増進に資することを目的として、PTA会員である皆様が所属するPTAを構成単位とした互助組織です。

「PTA・青少年教育団体共済法」(以下「PTA等共済法」という。)に基づく「共済事業」を主に行うため、平成26年度に法人組織として新たに設立された組織で、それまで任意団体として運営されてきた「茨城県PTA安全互助会」の事業を発展的に継承し、会員である各単位PTAの代表者で構成される「社員総会」、各地区等から選出された理事をもって構成する「理事会」、市町村PTA連絡協議会からの代表者で構成される「運営会議」によって運営されています。

本会の事業は、PTA等共済法に基づく「共済金の支払」と、PTA等共済法には規定されていない「見舞金等の支払」を2本の柱としております。

※ 安全普及啓発活動も実施していますので、詳しくはホームページをご覧ください。

共済金の補償の対象となる活動

活動区分	活動内容
PTA主催(共催)事業	<p>◇◇各単位PTAの会長が招集又は委嘱した活動◇◇</p> <p>ア 総会・役員会・運営委員会・専門委員会等の諸会合及びそれらの運営に関する業務への参加</p> <p>イ 学習活動・スポーツレクリエーション活動・校外活動等の参加・授業参観・球技大会等及びその練習(ただし、期間は当該年度の総会承認後から大会当日までとする)・キャンプ活動・交通安全指導・プール開放など、いずれも予め計画され、会長の承認を得ていることが必要。総合的な学習の時間等を含む。</p> <p>ウ 単位PTAを代表して参加する各種会合(他団体・関係機関主催の場合)</p> <p>エ 単位PTA会長が、特に委嘱した活動への参加(他団体・関係機関との連絡・交渉業務など)</p> <p>※ 前記(ア～エ)に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中も含む。ただし、自家用車での事故は除く。</p>

※ 市町村P連、地区P連、茨P連、茨P安の活動においても上記に準じます。(詳細は学校へお問い合わせください。)

※ PTA活動協力者(110番の家の家族、ゲストティーチャー等を含む。)も当該事業における場合の災害時には給付の対象者になります。

< 給付例 >



【重要事項説明書】

契約概要

共済金の区分と補償内容、共済金額及び被共済者の範囲

当会が行う共済事業は、被共済者の死亡、後遺障害、負傷、手術及び一部の入院に対して、共済約款に従い補償をするもので、共済金の区分、補償内容、被共済者の範囲及び共済金額は以下のとおりとなります。

共済金の区分	補 償 内 容	共済金額
①死亡共済金	PTA主催又は共催による活動中の傷害(急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に限る。以下同じ。)により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき(熱中症によるものを含む。)	200万円
②死亡共済金	PTA主催又は共催による活動中において突然死(上記が適用されない疾病による急死)したとき	100万円
③後遺障害共済金	PTA主催又は共催による活動中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき	6万円 ～200万円
④負傷共済金	PTA主催又は共催による活動中における傷害により、入院又は通院したとき	5千円 ～12万円
⑤手術共済金	PTA主催又は共催による活動中における傷害により、その直接の結果として入院をともなう手術をしたとき	2万円 ～4万円
⑥疾病共済金	PTA主催又は共催による活動中に発病(熱中症等を含む。)し又は毒性の強い虫、蛇等に刺され若しくは咬まれ又は熱中症等により、入院又は通院したとき	5千円 ～3万円
⑦入院共済金	PTA主催又は共催による活動中に急激に心臓疾患、脳疾患を発症し、その直接の結果として入院したとき	3万円

【被共済者の範囲】

- ア 単位PTA会員である保護者、教職員及び当該単位PTAを組織する学校に在籍する児童生徒等
- イ 児童生徒等の同居の親族(会員代理で出席した同居の祖父母も含む)
- ウ PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者で、次に掲げる者とします。

- ① 正会員及び準会員の構成員からの依頼による代理出席者
- ② 当会の役員、事務局員、県P連等の関連団体の役員及び事務局員
- ③ 会員の構成員がPTA行事に参加するため、やむなく同伴した子
- ④ ゲストティーチャー、学校支援ボランティア、学校安全パトロール隊、子どもを守る110番の家に従事する者等の活動の指導者及び支援者のうち、当会が承認する者
- ⑤ 当会が承認したPTA関連団体の構成員

見舞金と賠償保険の給付条件及び給付金額

種 類	給 付 条 件	給付金額
眼鏡見舞金	PTA主催又は共催による活動中の事故により、会員所有の眼鏡を破損したとき	実費 2万円限度
香料見舞金	PTA活動中の如何にかかわらず、会員及び園児・児童・生徒が死亡したとき(※本会よりご当家への給付です)	一律 1万円
選定療養費見舞金	PTA活動中の傷病等により、救急車で搬送された際に選定療養費を徴収されたとき(令和8年度より新設)	実費
賠償保険	PTA主催又は共催による活動中にPTAが法律上の賠償責任を負ったとき	対人 最高 2億円 対物 最高 500万円

< 給付例 >



請求手続きの流れ

※ 請求期限に注意

共済金の請求手続き (90日以内)

見舞金・賠償保険の請求手続き

P T A活動中にケガ
→ 病院を受診

**必ず医療機関
(病院)の医師の
診断を受ける。**

P T A会長・学校のP T A事務担当者へ連絡・相談
(ケガが完治していなくても申請できます)

- ・ P T A会員等が死亡した
→ 香料見舞金 (90日以内)
- ・ P T A活動中に会員が眼鏡を壊した
→ 眼鏡見舞金 (90日以内)
- ・ P T A活動中の傷病等で救急車で搬送されて選定療養費を徴収された
→ 選定療養費見舞金
(共済金の請求と一緒に領収書のコピーを提出)
- ・ P T A活動中に賠償責任を負った
→ 賠償保険 (30日以内)

診療の証明となる医療機関(病院)の領収書のコピーを学校のP T A事務担当者へ

P T A会長・学校のP T A事務担当者へ連絡・相談
※ 請求期限を過ぎた場合は、事務局までお問い合わせください。

P T A会長又は学校のP T A事務担当者が、(一社)茨城県P T A安全互助会へ申請書類を送付します。
※ 申請様式は、「利用の手引き」又はホームページに掲載しています。

医師(病院)の診断書や後遺障害共済金申告書等が必要な場合には、後日、P T A会長又は学校のP T A事務担当者を通して連絡します。
(接骨院、整骨院等の証明書は不可)
※ 診断書を原本で提出いただいた場合には、補助金をお支払いします。

共済契約者と負担金について

本会の共済契約者の対象は、国公立小・中学校P T Aとなり(希望する国公立幼稚園、認定こども園及び特別支援学校P T Aを含みます。)、各単位P T Aが共済契約者となります。すなわち、加入は単位P T Aごとの団体加入となります。
なお、単年度ごとの契約となり、会費は各単位P T Aに加入している会員が負担し、各単位P T Aを通じて本会に送金していただくこととなります。

会費(負担金)
120円
会員一人あたり

共済金をお支払いできない場合

- 1 共済契約者（注1）又は被共済者の故意又は重大な過失
- 2 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- 3 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- 4 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故等
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 酒に酔った状態（注2）で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- 5 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- 6 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動（注3）
- 7 地震若しくは噴火又はこれらによる津波、その他の自然災害
- 8 核燃料物質（注4）若しくは核燃料物質によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- 9 山岳登攀、ボブスレー、モトクロス、パラグライダー、その他これらに類する危険な運動によるもの
- 10 ウイルス性食中毒によるもの
- 11 上記第6号から第8号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 12 上記第8号以外の放射線照射又は放射能汚染
- 13 頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の症状であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

（注1）共済契約者が法人である場合は、その理事又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 （注2）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
 （注3）群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。
 （注4）使用済燃料を含みます。
 （注5）原子核分裂生成物を含みます。

ご注意ください！（注意喚起情報）

- 1 告知義務について
ご契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって、本会が告知を求めた事項について、本会に事実を正確に告知していただく義務（告知義務）があります。申込記載事項と事実と相違がある場合には、ご契約が解除され、共済金がお支払いできないことがあります。
- 2 責任開始期について
この共済の共済責任は、共済期間開始日（4月1日）の属する年度の6月末日までに、本会に会費の全額が払い込まれたことを条件に、遡って4月1日から適用されます。
- 3 共済金をお支払いできない主な場合
契約概要の共済金をお支払いできない場合（上記）参照
- 4 会費の猶予期間
共済期間開始日（4月1日）の属する年度の6月末日までを会費の払込猶予期間とします。この期間内に会費が払い込まれない場合には、共済期間開始日から会費の払い込まれた時までの期間中に生じた共済金の支払事由に対しては共済金をお支払いしません。
- 5 解約および解約返戻金について
共済期間の中途において、共済契約を解約した場合においても、解約返戻金はありません。
- 6 事故が起きた場合について
この共済で補償される事故が起きた場合には、速やかに学校のPTA事務担当者へご連絡ください。共済金の請求に当たっては所定の共済金請求書類をご提出いただきます。
- 7 破綻した場合の取扱について
本会が破綻した場合でも保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。本会は、補償内容の定期的な見直しや財務基盤の強化を実施することにより、独自に共済金のお支払いを確保するための措置を講じております。
- 8 大規模災害発生による共済金の削減払いについて
大規模の災害等が発生し、その災害等によって支払うべき共済金の額が本会の財務上特に著しい影響を及ぼすと本会が判断した場合には、共済金を削減してお支払いすることがあります。

※ 詳細については、各学校に配付（または本会HPに掲載）してあります「一般社団法人茨城県PTA安全互助会利用の手引き」をご覧ください。

【個人情報の取扱いに関するご案内】
本会が取得した個人情報は、共済制度の適用を判断するために、審査及び医療機関等関係者への問い合わせ、共済金の支払に利用する以外には、業務の適切な運営の確保等に必要と認められる最小範囲の利用に限定します。

一般社団法人 茨城県PTA安全互助会

【事務局】〒310-0011 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎3階
(TEL) 029(228)4707 (FAX) 029(231)3878

